

「就職氷河期世代」に限定した求人の掲載について

令和2年2月14日付にて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第18号）」が公布され、同日から施行されています。

労働者の募集・採用の際は、原則として年齢制限を禁止していますが、改正により就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）に限り、募集・採用することが可能になりました。

就職氷河期世代を対象とする求人票を登録する際は、下記を参考に登録をお願いします。

注：令和5年3月31日までの措置です。

注：ハローワークにも同じ内容の求人を出す必要があります。

《参考資料：厚生労働省・都道府県労働局》

- ・就職氷河期世代の積極的な採用を考えている事業主の皆さまへ

求人票の登録 ～ステップ3 募集職種・条件等の入力～

- ①「年齢要件」は「指定あり」を選択し、該当の年齢を入力します。
- ②「例外事由」は、「事由6 国の施策活用による特定の年齢層の雇用促進」を選択します。
- ③「募集対象・応募条件備考」に、就職氷河期世代を対象とする旨を入力すると、求職者によるキーワード検索が可能となります。

The screenshot shows the registration form for a job posting. Red circles and callouts highlight the following steps:

- ① 年齢要件「指定あり」を選択し、年齢を入力**: The form shows the "年齢要件" (Age Requirement) section with "指定あり" (Specified) selected and the age range "35歳～54歳" entered.
- ② 例外事由は「事由6」を選択**: The "例外事由" (Exception Reason) dropdown menu is open, and "事由6 国の施策活用による特定の年齢層の雇用促進" is selected.
- ③ 備考に「就職氷河期世代対象」等のキーワードを入力**: The "募集対象・応募条件備考" (Recruitment Target/Job Application Conditions Remarks) field contains the text "就職氷河期世代対象(35歳以上55歳未満)".

さまざまな方法で
就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の
募集や採用が可能になりました

- ✓ 労働者の募集・採用の際に、原則として、年齢制限を禁止していますが、**就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）に限り、募集や採用することが可能**になりました！
 - ・ 不安定な就労をされている方や仕事をしていない方が対象になります。
 - ・ 期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人条件にしない場合に限りです。
- ✓ ハローワークを通じた募集や採用に加え、**ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能**となりました。
 - ・ ハローワークにも同じ内容の求人を出してください。
 - ・ 令和5年3月31日までの措置になります。

※ご不明な点については、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

